

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年8月1日

【事業年度】 第12期(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

【会社名】 ケネディクス株式会社

【英訳名】 Kenedix, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 島 敦

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋二丁目2番9号

【電話番号】 03-3519-2530(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 吉 川 泰 司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋二丁目2番9号

【電話番号】 03-3519-2530(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 吉 川 泰 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月28日に提出いたしました第12期(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 4 関係会社の状況

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第1 【企業の概況】

##### 4 【関係会社の状況】

(訂正前)

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
			(略)			
その他56社			—			
(持分法適用関連会社)			(略)			

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

(訂正後)

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
(略)						
ヘキサ・プロパティーズ(有) (注) 3	東京都港区	3,000	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合営業者
匿名組合KRF3 (注) 2	東京都港区	1,247,515	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合KRF5 (注) 2	東京都港区	1,136,867	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合KRF9 (注) 2	東京都港区	2,089,830	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合フェアリー・キャ ッスル・ワン(注) 2	東京都新宿区	1,211,924	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合ワンダーランド・ オペレーション(注) 2	東京都新宿区	1,410,711	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合ワンダーランド・ ワン(注) 2	東京都新宿区	1,405,828	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
匿名組合ワンダーランド・ ツー(注) 2	東京都新宿区	1,305,000	不動産投資アド バイザリー事業	＝	＝	当社が組成した不動産投 資の匿名組合
その他48社			－			
(持分法適用関連会社)						
(略)						

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 ヘキサ・プロパティーズ(有)については営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 営業収益	5,611,127千円
	② 経常利益	5,357,454千円
	③ 当期純利益	119千円
	④ 純資産額	3,475千円
	⑤ 総資産額	3,676千円

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(訂正前)

#### (1) 業績

(略)

##### ③債権投資マネジメント事業

当連結会計年度の営業収益は1,309百万円（前年度比4.3%増）、営業利益は553百万円（同4.9%減）となりました。これは主に債権回収益が増加したものの、成功報酬であるインセンティブフィーが減少したこと等によるものであります。

(訂正後)

#### (1) 業績

(略)

##### ③債権投資マネジメント事業

当連結会計年度の営業収益は1,309百万円（前年度比4.3%増）、営業利益は553百万円（同4.9%減）となりました。これは主に債権回収益が増加したものの、アセットマネジメントフィーが減少したこと等によるものであります。

## 第4 【提出会社の状況】

### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### ① 社外取締役及び社外監査役

(略)

なお、監査役菅野慎太郎は当社株式1株を所有しておりますが、当社グループとの取引関係その他利害関係はありません。また、社外取締役及び監査役船橋晴雄については、当社グループとは人的・資本的関係または取引関係等の利害関係はありません。

(略)

#### (3) リスク管理体制の整備の状況

##### ① 内部監査

当社グループの経営を合理的かつ適正に運営することを目的として、規程に基づき内部監査を実施しております。

当社における内部監査業務の担当人員数は1名、担当部署は総務・人事部であり、必要により他の者を監査担当者と指名し、監査を実行することができ、監査対象範囲は当社の各部署の他、当社の子会社及び関連会社が含まれません。

#### (4) 役員報酬及び監査報酬

##### ① 役員報酬の内容

取締役を支払った報酬	159百万円
監査役を支払った報酬	20百万円

(訂正後)

## (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

### ① 社外取締役及び社外監査役

(略)

なお、取締役柏木昇は当社株式30株を所有しており、また、監査役菅野慎太郎は当社株式1株を所有しておりますが、当社グループとの人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。また、監査役船橋晴雄については、当社グループとは人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

### ④ 監査役制度

当社は監査役制度を採用しております。従来は、監査役は3名、うち2名は社外監査役でありましたが、平成19年3月27日開催の定時株主総会において、監査役による監査体制の強化・充実を図るため、当社執行役員スペシャル・インベストメント・グループ部長であった本田商一が監査役として選任され、監査役4名、うち2名は社外監査役という体制となりました。なお、社外監査役に該当しない監査役2名は常勤監査役として、監査役業務に従事しております。

監査役は、取締役会に出席し、充実した監査を行うための社内の重要課題を把握し、意見を述べております。常勤監査役が増員されたことで、今後は、更なる監査役監査機能の強化を図る所存であります。

### ⑤ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役は内部監査の担当部署である内部監査部から定期的に報告を受けるとともに、意見交換を実施することとしており、効率的・効果的な監査業務を図っております。加えて、監査役及び内部監査部は、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、緊密な連携をとりながら、適正な監査を実施しております。

## (3) リスク管理体制の整備の状況

### ① 内部監査

当社グループの経営を合理的かつ適正に運営することを目的として、規程に基づき内部監査を実施しております。

当社における内部監査業務の担当人員数は1名、担当部署は内部監査部であり、監査責任者は必要により他の部の者を監査担当者として指名し、監査を実行することができ、監査対象範囲は当社の各部署の他、当社の子会社及び関連会社が含まれます。

## (4) 役員報酬及び監査報酬

### ① 役員報酬の内容

取締役を支払った報酬	159百万円	(内、社外取締役 6百万円)
監査役を支払った報酬	20百万円	(内、社外監査役 8百万円)

## (5) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

(6) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことについて、株主総会の決議によらず、取締役会決議による旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とすることを目的とするものであります。